

### ア 4-7-3-3

#### 摂津国豊島郡両渋谷村文書（現・大阪府池田市内）

両渋谷村とは、上下に分かれた渋谷村の総称である。

文書は 176 点で、大半が土地・貢租関係である。

文書中にある土地の基本帳簿、慶安元年 2 月「両渋谷村地詰帳」によると、総高は 326 石 4 斗 5 升 8 斗で、免引後は 323 石 4 斗 1 升になっている。

両村での内訳は、上渋谷村が 144 石 9 斗 3 升 8 合、下渋谷村が 178 石 4 斗 7 升 2 合である。

『旧高旧領取調帳』では、下記のとおりである。

上渋谷村：青木美作守領分（摂津国麻田藩）	146 石 6 斗 3 升 2 合
下渋谷村：青木美作守領分（摂津国麻田藩）	202 石 2 升 8 合
旧幕府代官所支配	5 石 8 斗 2 升 6 合

貢租関係書類はほとんどが免状と皆済目録で、下渋谷村の幕府代官所支配分に関わるもののみである。

代官としては、小堀縫殿・小堀中務・小堀主税・小堀勝太郎、及び設楽八三郎が登場する。幕府代官の支配地は高 5 石 8 斗 2 升 6 合であるが、この内 1 石 9 斗 1 升 3 合を「給所開方」としており、免状と皆済目録は「給所開方」とその他を分けて、年に 2 通ずつ作られた。免（課税率）は、「給所開方」が 6 割 5 分 3 厘 4 毛で、他が 4 割 6 分 3 厘 1 毛となっており、前者が高い。双方とも 5 年間の定免が多い。

ただし、取米の下に「給所開方」という文言が記載されているのは、村方から代官所に出された皆済目録の方だけである。

免状・皆済目録はともに「渋谷村」とだけ記され、「下渋谷村」とはなっていない。

また、中には「給所開方二十七ヶ村之内渋谷村」と記載されているものもある。